

## オオヒシクイの保護に関する要望書

茨城県知事 橋本 昌 様

2017年3月1日

ヒシクイ保護基金

NPO 法人アサザ基金

代表 飯島 博

関東地方で唯一残された国指定天然記念物オオヒシクイの越冬地では、この冬オオヒシクイの生息を脅かす状況が頻発し、その結果オオヒシクイの行動パターンが乱れ不安定な状態が続いています。このまま放置すれば、オオヒシクイが越冬地を放棄してしまう恐れがあります。

越冬地で周辺（鳩崎、古渡、高田など）でのモーターパラグライダーやセスナ機の飛行が繰り返され、オオヒシクイが驚いて飛び立つことが多く、日中ほとんど越冬地にいない状況になっています。今越冬期の大半は、夜間に越冬地に戻り採食をするという、これまで観察されていたオオヒシクイの行動パターンとは逆転した行動が見られます。

さらに、オオヒシクイがこれまで避難場所として選んでいた霞ヶ浦での利用も見られず、日中は鹿島沖にまで移動していることも分かっています。

このようにオオヒシクイがこれまでにない異常な行動を示していることから、このまま放置すればオオヒシクイが越冬地を放棄し、関東地方からオオヒシクイの越冬地が消滅する可能性があります。

このような危機的な事態は、以前から十分に予測されていました。茨城県が引舟地区の越冬地を保護区に指定せず狩猟を継続させ、オオヒシクイを稲波干拓地一箇所に依存させることで越冬地放棄の危険が高まることは、ヒシクイ保護基金が茨城県に対して保護区拡大を求め提訴したオオヒシクイ裁判でも指摘したとおりです。この裁判では、当時計画されていた圏央道の環境アセスメントからオオヒシクイが外されていたことも問題になりました。オオヒシクイ保護をめぐる行政の姿勢が問われ続けてきました。

このまま異常な行動が続く万が一オオヒシクイの越冬地が消滅するような事態になった場合には、適切な保護策を怠った茨城県の責任は明確です。

そのような最悪の事態が生じないように、茨城県は早急に対処すべきです。関東地方唯一のオオヒシクイ越冬地の消滅を防ぐためには、越冬地周辺で飛行を続けるモーターパラグライダー等に中止の指導を行うことや、鳥獣保護区や銃猟禁止区域に指定されていない霞ヶ浦を保護区に指定しオオヒシクイの避難場所を確保することを早急に実施することが必要です。

私達は、オオヒシクイ保護策の早急の実施を求め以下の要望をいたします。

- (1) オオヒシクイ越冬地および周辺でのモーターパラグライダーやセスナ機などの飛行を止めるよう関係者に指導すること。
- (2) 稲波干拓地の越冬地をバックアップするために、引舟地区や霞ヶ浦を鳥獣保護区に指定すること。
- (3) オオヒシクイが利用する霞ヶ浦の水面部分での水上バイクの走行を止めるよう指導すること。

上記の3項目について、2017年3月15日までに文書にてご回答下さい。

ヒシクイ保護基金

NPO 法人アサザ基金 〒300-1222 牛久市南 3-4-21  
電話 029-871-7166

E-mail [asaza@jcom.home.ne.jp](mailto:asaza@jcom.home.ne.jp)